

# 熊本県公共事業再評価監視委員会傍聴要領

## 1 傍聴する場合の手続き

- ① 委員会の傍聴を希望する方は、委員会の開催予定時刻までに氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- ② 傍聴の受付は先着順に行いますので、定員になり次第受付を終了します。

## 2 傍聴するにあたって守るべき事項

傍聴される方は、委員会を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- ① 委員会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- ② 委員会において、飲食はできません。
- ③ 委員会において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、委員長が認めた場合はその限りではありません。
- ④ その他委員会開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

## 3 会議を非公開とする場合

委員会開催中、次の事項に該当する場合は、委員長の判断により、会議を途中で非公開とすることがあります。

- ① 会議の審議事項に、特定の個人や法人等が識別されるような情報が含まれている場合
- ② 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合。
- ③ 会場の秩序維持ができなくなった場合

## 4 その他

- ① 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。  
ご不明な点は係員にお聞きください。
- ② 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なお従われない場合は、退場していただく場合があります。